平成２７年（フ）第１４号
千葉県鴨川市広場1116番地１　サンハイツ野村Ｃ棟21号
債務者　井上　春夫
１　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２７年（フ）第９１号
長野県下高井郡山ノ内町大字夜間瀬2510番地２
債務者　中島　裕梨
１　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１０８号
長野市大字大豆島4268番地103　大豆島東団地３－107号
債務者　塩島今朝美
１　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４１号
福島県いわき市平下高久字馬場170番地
債務者　鈴木　伸治
１　決定年月日時　平成27年８月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第１１２号
長野県中野市大字吉田1152番地14
債務者　梅野　勝
１　決定年月日時　平成27年８月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３４９号
静岡県浜松市西区大平台１丁目34番20号　入野園、前住所静岡県浜松市南区白羽町2700番地の13　中田島団地Ｃ30棟－203号
債務者　佐々木昭進
１　決定年月日時　平成27年８月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４６８号
神戸市中央区港島中町３丁目２番地の６エバーグリーンポートアイランド２号棟1002号
債務者　長田　太郎
１　決定年月日時　平成27年８月21日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４８９号
神戸市灘区岸地通１丁目４番10―401号
債務者　中村　悦二
１　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１４号
兵庫県西宮市枝川町２番134―405号
債務者　神田　信二
１　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３９７号
兵庫県西宮市学文殿町１丁目２番28号
債務者　藤井　祥之
１　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４４４号
兵庫県尼崎市尾浜町２丁目21番37号　平村マンション　205号
債務者　木村　仁三
１　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４５８号
兵庫県西宮市与古道町２番８―405号
債務者　安井　尚人
１　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６２号
福岡県嘉穂郡桂川町大字吉隈759番地２（住民票上の住所　福岡県飯塚市川津368番地１）
債務者　森　忠
１　決定年月日時　平成27年８月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第１１号
福島県相馬市中野字堂ノ前126番地
債務者　石井　享子
１　決定年月日時　平成27年８月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２７年（フ）第３２号
福島県白河市大鳥居橋前35番地　コーポレーション鹿島108
債務者　星　悦雄
１　決定年月日時　平成27年８月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２７年（フ）第８９号
茨城県龍ケ崎市長山８丁目３番地３　オーブドゥ長山103号室、前住所茨城県龍ケ崎市貝原塚町2823番地６
債務者　滑川豊志男
１　決定年月日時　平成27年８月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第１５４号
長野県大町市大町1143番地４
債務者　西村とみ子
１　決定年月日時　平成27年８月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
長野地方裁判所松本支部